

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
東亜建設工業 株式会社	東京都新宿区西新宿 3-7-1	1-002429

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可を表す。

2 指名停止措置期間

平成23年3月11日 ～ 平成23年6月10日（3箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

東亜建設工業（株）の現場責任者等は、平成21年4月14日に東京都千代田区のマンション新築工事現場において、大型クレーンが横転し通行人ら6名が死傷した事故で、クレーンで資材（約10.5トン）を吊り上げる作業をする際、安全な作業半径（約10m）を超えればクレーンが倒れる危険を予想できたにもかかわらず、必要な措置を講じなかったとして、平成23年2月18日に東京地検検察庁に業務上過失致死傷などの罪で在宅起訴された。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により一般公衆に6名の死傷者を生じる公衆損害事故を起こしたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第1第6号に該当する。

〈指名停止等措置要領別表第1第6号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上4箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123（ダイヤルイン）